

奈良県告示第四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、御所市長から大和都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県土木部まちづくり推進局下水道課において縦覧に供する。

平成二十三年三月二十九日

奈良県知事 荒井正吾